

蒲郡市産業振興会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、蒲郡市産業振興基本条例（令和3年蒲郡市条例第21号）第16条第2項の規定に基づき、蒲郡市産業振興会議（以下「会議」という。）の組織、所掌事務及び構成員並びにその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、産業振興施策に関する取組について、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 産業振興に関する施策及び計画（以下「振興施策等」という。）に関する事項
- (2) 振興施策等を推進するための事業の調査、研究、提案及び検証に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、構成員15人以内をもって組織する。

(構成員)

第4条 構成員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 事業者を代表する者
- (2) 産業経済団体を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

2 構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 構成員に欠員が生じた場合の補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、構成員の互選により定め、会務を総理する。

3 副会長は、会長が指名した者とし、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、産業振興部産業政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。